



# 司法支援建築会議会報

AIJ Council for Judicial Support

No.16  
2017.08

## 司法支援建築会議の活動

司法支援建築会議  
運営委員長  
辻本 誠



司法支援建築会議は、2000年の発足以来16年の長きにわたり積極的な活動を展開し、学会の社会貢献の大きな柱として社会から高い評価を得てまいりました。本年度もこの基本方針を継承し、建築関係訴訟に関して学会が保持する幅広い専門的知見と見識をもって厳正中立な立場から裁判所を支援するとともに、建築紛争に対する調査・分析を様々な角度から行い、その成果を学会会員のみならず広く一般社会に公表して参りました。

本年度は、7月に運営規程の会員年齢条件の下限を50歳以上から40歳以上に引き下げる改正を行い、長年の懸案事項であった会員の若返りを図りました。これには、無償に近い委員会活動ならびに司法支援活動が、各方面で活躍中の現役世代にできるのかという危惧の声も聞かれます。運営委員会の中でも今後注意深く対応していきたいと考えております。

紛争や訴訟は可能であれば、未然に食い止めることが最良の方策です。司法支援建築会議の活動の大きな部分は、紛争の発生を未然に防ぐことを目的としており、本年度も各部会において活発な活動が行われ、多くの貴重な成果が得られました。

一方、将来に向けて改善・解決を目指すべき主な課題には主に次のようなものがあります。今後はこれらの課題を軸として活発な活動を展開していく予定です。

- 1) 会員の若返りを実感できる活動方策とその活性化
- 2) 紛争の発生を未然に防ぐための情報とその普及
- 3) より的確な専門的知見の提供

本年度の司法支援建築会議の組織と活動を以下に紹介いたします。本会議は運営委員会のもとに3つの部会と3つの小委員会を擁して活動しました。運営委員会は主として司法支援建築会議の活動全般の企画・運営を行いました。支援部会(部会長：坂本功)、調査研究部会(部会長：後藤伸一)、普及・交流部会(部会長：井上勝夫)、修補工事費見積り検討小委員会(主査：池永博威)、集合住宅の音環境を巡る建築紛争編集小委員会(主査：井上

勝夫)は、当会議の目的とする具体的な事業を実施しました。以下にこの1年間の本会議の主な事業を報告します。

### 1. 支部組織の整備

司法支援建築会議の支部は現在北海道支部、東海支部、近畿支部が設置されています。支部活動の活性化により地方における司法支援活動の活性化、地方裁判所と会議会員との交流、学会本部と地方との連携が一層促進されると期待されます。

### 2. 裁判所等との情報交換

建築関係訴訟委員会が2017年3月22日に開催され、小野東海支部運営委員長が北海道支部、東海支部、近畿支部が設置されてから3年間の各支部の活動を報告するとともに、近時の建築関係訴訟に関する統計報告、司法支援建築会議への鑑定人、調停委員等の推薦依頼実績報告、および建築関係訴訟において専門家の関与を得るための方策等の懇談がなされました。

### 3. 裁判所等への支援

支援部会では、最高裁判事局を通じて地方裁判所に鑑定人候補者[富山地裁高岡支部(1名)、千葉地裁木更津支部(1名)、長崎地裁佐世保支部(1名)、静岡地裁沼津支部(1名)、青森地裁(1名)]、民事調停委員候補者[東京地裁46名(再任35名、新任11名)、東京簡裁5名(再任2名、新任3名)、八王子簡裁1名(再任)、武蔵野簡裁1(再任)、町田簡裁1名(再任)]を推薦しました。普及・交流部会では地方裁判所からの依頼により講演会講師[東京地裁(2名)、さいたま地裁(2名)]を推薦しました。

### 4. 調査研究活動

調査研究部会では、昨年に引き続き「建築の工事監理者、監理者の権限」を検討しました。また修補工事費見積り検討小委員会では「修補工事費見積り方法の検討報告書」を公開するための編集作業を進めています。

### 5. 会員等への情報発信・啓発活動

普及・交流部会では、第17回司法支援建築会議講演会「躯体を巡る建築紛争の実態と対応」(11月、参加者258名)、「集合住宅の音に関する紛争予防の基礎知識」の出版および講習会(7月~8月、東京・大阪・名古屋3会場参加者合計258名)、会報第15号の発行、パンフレットの改訂、司法支援建築会議ホームページの更新を行いました。また、調査研究部会において、鑑定・調停・専門委員実績報告データベースの公開範囲等の検討を行っております。

### 6. 登録会員数 368名(2017年3月現在)



## 2016年度会議支部活動報告

### ○北海道支部

平井卓郎

2016年度活動状況及び2017年度運営体制は以下の通り。

#### 1. 2016年度活動状況

札幌地裁民事第3部との定例懇談会を下記のように実施した。

(1) 第46回懇談会(2016年5月27日): 協議・情報交換(調停における設計責任と施工責任の捉え方、専門委員の役割等)(出席者45名)。(2) 第47回懇談会(2016年11月28日): 講演「建築訴訟の諸問題について(平成28年度民事実務研修会(建築)の概要報告)」(西尾裁判官)(出席者45名)。(3) 建築関係訴訟連絡協議会兼第48回懇談会(2017年1月23日): 調停委員の講演「建築工事における契約」(山本明恵委員)、「建築改修工事の積算」(駒木根洋一委員)(出席者40名)

#### 2. 2017年度運営体制

2017年度は前年度に引き続き、運営委員長平井卓郎、運営委員横山隆(代表幹事)、川岸信夫(幹事)、天崎正博、向山秀松の体制で支部の運営を行っている。

#### 3. 新任調停委員等

2017年4月1日付けで新規調停委員3名が任命され、1名の調停委員が専門委員併任となった(他に2016年10月1日付けで新規調停委員1名が任命されている)。(司法支援建築会議北海道支部運営委員長/北海道大学名誉教授)

### ○東海支部

小野徹郎

東海支部はこれまで名古屋地裁と建築関係協議会、建築関連研究会の開催を中心に、良好な関係を築いてきた。2016年度は東海支部としては名古屋地裁と協議会を1回開催し意見交換した。以下、その概要を記す。

2016年10月21日: 第7回 建築関係協議会、参加者人数37名(建築専門家16名、裁判官14名、書記官7名)講演: 鉄骨構造の溶接と性能: 小野徹郎(名古屋工業大学名誉教授)

鉄骨構造において問題となる溶接に関し、その基本的な考え方を概説し、鋼材、溶接条件(電流、電圧、溶接速度、入熱)、溶接管理(パス間温度、冷却速度)と溶接部の性能、溶接欠陥について解説した。その後、訴訟における溶接の問題点について協議した。訴訟における実例では溶接の基本が無視されている場合が多く、その修補が大きな問題となることなどが議論された。

その他に会議会員の専門分野に関する資料について説明した。

今後の支部運営に関する方策に関して以下の事項を充実してさらなる関係強化を図る。

- 1) 会議会員の若返りと刷新を図る。
- 2) 名古屋地裁との研究会等に関しては北海道支部の活動を参考にさらに拡大する。
- 3) 裁判所からの要望に応じて会員の専門分野の詳細をデータ化する。

(司法支援建築会議東海支部運営委員長/名古屋工業大学名誉教授)

### ○近畿支部

鈴木計夫

近畿支部として特筆すべきは、大阪地裁第10民事部の統括裁判官が、2016年6月に徳岡由美子判事から杉浦徳広判事に交代したことである。そして打ち合わせの結果、2017年3月6日に裁判所において「建築紛争における解決手段の実情と課題」と題して、①建築調停における現地調査の現状と課題、②外壁タイルの瑕疵に係る諸問題、に論点を絞った協議会を行った。参加者は、裁判官5名、弁護士3名、建築専門家4名、建築オプザーバー4名であった。貴重な資料も提出されて有意義な会となった。

次に最近の近畿支部の司法委員会の活動を要約する。

- ・2016年12月8日: 上記協議会への参加者の人選を行い、さらに2017年末に行う予定の第18回司法支援建築会議講演会の検討を行った。
- ・2017年1月9日: 上記講演会の計画検討のほか、竹中工務店の平野氏に特別出席していただき、「外壁タイルの浮き・剥落原因」に関する勉強会を行い有益な知識が共有された。
- ・2017年3月9日: 上記講演会開催を11月30日に決め、また玉水氏による雨漏りに関する勉強会を行った。
- ・2017年5月15日: 上記講演会の内容の調整・検討を行った。

(司法支援建築会議近畿支部運営委員長/大阪大学名誉教授)

## 2017年司法支援建築会議全体会議、名誉司法会員推挙式、功労者表彰式、感謝状贈呈式、シンポジウム、祝賀会

宇於崎勝也

I部の2017年全体会議は、2017年5月16日13時30分から建築会館ホールで開催された。参加者数は29名、司会進行は井上勝夫普及・交流部会長(日本大学)が担当し、前回(2015年)と同様な構成で実施する旨が告げられた。

開会挨拶は、辻本誠運営委員長(名古屋大学名誉教授)より、中島正愛日本建築学会会長(京都大学防災研究所)が、急きょ中国に出張され、代わってご挨拶申し上げること、司法支援建築会議は学会の社会貢献の大きな柱となっている、2年に1度の全体会議で活動状況を報告するが、忌憚のない意見をお願いしたいと述べられた。

活動報告は、辻本運営委員長より、司法支援建築会議の設立と目的、事業概要等が報告され、2017年5月現在の会員数が367名であること、全国で3支部が設立されていること、裁判所への鑑定人・調停委員・専門委員の推薦の状況、ADRへの年度別支援の実態、調査研究活動とその公開状況、普及・啓発活動としての刊行物や講演会等の開催状況が報告された。なお、最後に課題として、会員の若返り、支部設立の促進、ADRへの関与の拡充、専門的知見の提供・公開の4点が指摘された。

II部の2017年名誉司法会員推挙式・功労者表彰式・感謝状贈呈式は、13時48分から引き続き開催された。参加者数は29名、進行は学会事務局が担当した。辻本

後藤伸一

去る2017年5月16日に建築会館ホールで2017年度司法支援建築会議の全体会議が開催され、功労者表彰等に続き、第Ⅲ部シンポジウムとして「設計実務教育としての建築・紛争」というテーマで約90分間の講演が実施された。出席者は全国から集まった全体会議参加者やシンポジウムへの一般参加者を含めて93名であった。以下は当日の報告である。

〔テーマの趣旨と講演者〕

本シンポジウムのテーマは、日本建築学会「建築紛争から学ぶ設計実務」編集委員会編による「建築紛争から学ぶ設計実務―負けない設計者になるために」（2015年4月発行；丸善出版；以下本書という）の内容について、既に発行当時一度日本建築学会主催の講習会を建築の初学者向けに開催しているが、本書を継続的に活用し、その意義をより広範に認知してもらうために、今般は主に設計や紛争支援実務者向けに本書の内容を改めて再構成し、本書の関連項目の執筆者にテーマ別に講演依頼したものである。各テーマと担当者は以下のとおりである。

1. 趣旨説明・設計実務教育としての建築・紛争（仙田満氏；「建築紛争から学ぶ設計実務」編集委員会主査・東京工業大学名誉教授・元日本建築学会会長）
2. 建築における設計実務教育と職能（三栖邦博氏；元日建設協会会長・前日本建築士事務所協会会長）
3. 建築における設計実務教育と業務・責任（後藤伸一；ゴウ総合計画㈱主宰・明治大学大学院客員教授）
4. 建築における設計実務教育と建築紛争・紛争の解決（大森文彦氏；弁護士；東洋大学教授）

司会・進行（川上正倫氏；101design 主宰・千葉大学講師ほか）

〔シンポジウムの発表内容〕

各テーマの講演内容は概ね以下のとおりである。

- 1) 「設計実務教育としての建築・紛争」；仙田満氏  
本書活用の趣旨、大学・大学院での活用についての説明の後、自ら遭遇した4つの建築紛争事例の紹介、また設計者が多くの人と共同して建築をつくっていくことの意味、設計者は作品で勝負するのではなく建築家として勝負すること、さらにクレームは人を成長させる、大学における実務教育の必要性などについて話された。最後は宮沢賢治の教えなどを引いて、建築の作り手として困難を糧としてそれを乗り越えて生き延びることを特に若い世代に訴えた。
- 2) 「紛争と制度」；三栖邦博氏  
まず設計・工事監理はリスクな職業か、という表題で設計組織が目指すべき基本目標や建築士事務所の存続の危機などの現状認識の説明の後、自ら日本建築士事務所協会会長として成立に取り組んだ平成27年の建築士法改正の背景や内容、課題等の紹介があり、設計・工事監理業務の適正化に向けて建築が建築主、設計者、施工者

運営委員長より開会挨拶と選考経過の報告があり、2013年より表彰を開始し、今回も全会員の業績を対象に選考委員会による選考を行ったことが述べられた。

名誉司法会員に推挙された有田桂吉氏は欠席であったが、事前に寄せられたお礼のコメントが読み上げられた。功労者表彰では15名の対象者のうち11名が出席し、ひとりずつ壇上で表彰状が手渡された。感謝状は神田孜氏に手渡された。

祝辞として辻本運営委員長より、司法支援建築会議への多大な尽力に対するお礼とお喜びが述べられ、発足から17年が経過した司法支援建築会議は裁判所に協力し、多彩な活動が行われてきたが、本日の表彰はこれまでの功績に対して表彰するとともに、これからも引き続き活動へ協力いただきたいとの要請がなされた。

天崎正博氏より受表彰者を代表して挨拶がなされ、建築紛争の解決に少しでも協力したいと司法支援建築会議に加わったが、実際の案件ではすぐに大変厳しい実態であることが分かった。原告と被告は180度異なる主張を汲々としていた。最近になって調停は委員にとっても勉強の場を与えられているのだと思うようになって若干視野が広がった気がしている。また、任期が若干残っているので頑張って紛争解決に結び付けていきたいと述べられた。

以下が今回名誉司法会員、功労者、感謝状贈呈者（敬称略）。

#### 名誉司法会員

有田桂吉（以上1名）

#### 功労者

青山幸夫 天崎正博 池田耕一 伊藤邦明 井上勝夫  
岩崎好規 加藤幸治 田中享二 十倉 毅 中込忠男  
畑中宗憲 藤井 衛 牧村 功 若命善雄 和田 章  
（音順 以上15名）

#### 感謝状贈呈者

神田 孜（以上1名）

Ⅲ部のシンポジウムは、「設計実務教育としての建築・紛争」と題して14時30分から開催された。参加者数は93名、進行は川上正倫氏（101design）が担当し、趣旨説明は仙田満「紛争から学ぶ設計実務」編集委員会主査（環境デザイン研究所）が「紛争から学ぶ設計実務」と題して行い、3名のパネリストがそれぞれ自身の執筆担当を中心に解説を行った、講演に熱が入り全体討論を実施する時間が取れず、パネリストそれぞれが最後にコメントを行う形となったが、聴衆はシンポジウム全体を通して熱心に聞き入っていた。なお、詳細については「全体会議シンポジウム実施報告」を参照のこと。

Ⅳ部の祝賀会は16時15分からホールホワイエで開催された。参加者数は23名、辻本運営委員長の進行で開催された。仙田満元会長（前掲）の開会挨拶で開始され、各所でお祝いと談笑がなされた。17時には吉野博元会長（東北大学総長特命教授）の中締めの挨拶でお開きとなった。（普及・交流部会／日本大学）

との対等な関係における共同作業であること、さらに団体による自律的な監督機能の確立・強化等を訴えた。

3) 「建築における設計実務教育と業務・責任」：後藤伸一  
設計や工事監理の業務と責任の内容を概括的に説明し、設計実務教育でなぜ業務や責任を取り上げるのか、その意味や特に職能・倫理教育との両輪で長期的な責任に伝えていく職能人の育成の必要性、また個別テーマとして設計者の説明責任、施工責任と工事監理責任の係わりの二点についての説明があった。

4) 「建築における設計実務教育と建築紛争・紛争の解決」：大森文彦氏  
弁護士、大学教育者の立場から建築紛争関連知識を身につけることの重要性を話され、建築紛争の種類について、法的観点、建築生産における役割、事象の観点等から説明された。さらに建築物の不具合を巡る法的紛争について、契約責任、不法行為責任(不法行為をしないと義務違反による責任)の解説、また和解、訴訟やADRによる紛争解決の方法について、そのポイント等の説明があった。

5) 時間の関係もあり、当初予定していた講演者と参会者による質疑に代わり、最後は川上正倫氏の進行で講演者4名が若干の講演内容の補足やテーマに関する現在の関心事などについてコメントして終了した。

#### 【シンポジウムの総括】

短い時間ではあったが、本シンポジウムは建築設計等を職業として日々精進を続ける希望に満ちた若い世代に、なぜ実務や紛争、責任といった重たい内容を実感させる必要があるのかという意義・意味を、全国で建築紛争支援にあたるベテランの実務者等も含めて改めて考えていくという趣旨を展開する内容となった。実はその最も端的な答えは本書のサブタイトル、すなわち「負けない設計者になるために」に込められているが、仙田満氏の講演内容にもあったようにトラブルやクレーム、リスクの中にこそ、職能人を成長させる要素が詰まっているものであり、それは実務者としての先達でなければ示すことができない内容を多く含み、法的責任等を含めて、平常時から継続的に発信すべき効果的な紛争予防学習の一環でもあることを多くの参加者に少なからず理解をいただいたと考える。

(司法支援建築会議調査研究部会前部会長)

### 第17回最高裁判所建築関係訴訟委員会議事要旨

日時：2017年3月22日(水)10:00~12:00

場所：最高裁判所中会議室

出席者：岡田恒男(委員長)ほか委員10名、オブザーバー5名、事務局3名

議事：

1. 建築関係訴訟に関する統計等について  
事務局から、平成28年(1月~12月)までの建築関係訴訟の事件動向等について説明があった。
2. 建築関係訴訟において専門家の関与を得るための方策

- 1) 東京地裁・大阪地裁における専門家関与の現状

東京地裁・大阪地裁から、両地裁においては、建築の各分野の専門家が訴訟や調停に関与できる態勢が整えられており、専門家と十分な連携が図れているものの、他方で中小規模庁では、建築関係の専門家が十分でない場合も少なくなく、各庁からの問合せを受けて専門委員を紹介する例はあるが、調停委員等、継続的に事件に関与できる専門家を得ることが課題と考えられること等が報告された。

- 2) 司法支援建築会議の取組み

小野委員から、司法支援建築会議において、北海道支部、東海支部及び近畿支部における裁判所への調停委員の推薦等の状況、各支部が裁判所との相互理解を深めるために行っている協議会等の開催状況が説明され、これらを踏まえ、今後、建築関係訴訟において専門家の関与をより多く得るため、相互理解をより深める取組みや、支部の会員数を増やすために会員の若返りを図る取組み等を行っていくこと、司法支援建築会議の九州支部の設立に向けた準備を継続して検討していくこと等が報告された。

- 3) 意見交換

以上の報告をもとに意見交換を行い、建築関係訴訟において専門家の関与を得るための方策を継続的に取組んでいくことの重要性が確認された。

3. 修補工事費見積方法の検討報告書について

山本委員から、司法支援建築会議の修補工事費見積検討小委員会において、「修補工事費見積方法の検討報告書」を取りまとめたこと等が報告された。

4. 近時の建築関係訴訟における諸問題

近時の建築関係訴訟において、①地震による被害・耐震性に関する問題、②外壁タイルの浮き・剥離等に関する問題、③隣地被害に関する問題があるとして、東京地裁・大阪地裁からそれぞれ実情が報告され、それをもとに意見交換を行った。

- 1) 地震による被害・耐震性に関する問題について

東京地裁から、地震による被害・耐震性に関する問題として、①土地の液状化に関する事案、②震災により建物の一部が倒壊したことから建物の安全性に瑕疵があると主張される事案、③建物を調査した結果耐震性の不足が判明したと主張される事案等があり、①土地の液状化の事案では、地震、地盤、建物の基礎選択等の専門的知見が必要となり、地盤と建築が交錯する分野であるが、双方に専門的知見を有する専門家が多くないことや、地震や土地の液状化には未解明な部分が多いこと、②建物の安全性に瑕疵があると主張される事案では、建物倒壊の機序、原因等が問題となり、設計、施工等の専門家の関与が必要となること、③耐震性が問題となる事案では、建物の構造の専門家の関与が必要となることなどの報告があった。

- 2) 外壁タイルの浮き・剥離等に関する問題について

東京地裁・大阪地裁から、外壁タイルの浮き・剥離等に関する問題として、外壁タイルの剥離面を考察し

ても施工上の問題があったかどうかを認定することが困難であり、浮き・剥離等が生じた現象面から瑕疵の有無を判断する必要があるが、その際の判断基準として確立されたものがないことや、瑕疵現象発生まで相当な期間が経過するケースが多いため、経年劣化により生じた場合との区別が困難であること等が報告された。

### 3) 隣地被害に関する問題について

東京地裁・大阪地裁から、隣地被害に関する問題として、隣地における建物の解体、新築等のための土地掘削、振動等により建物の損傷が生じたとして主張する事案があり、これらの事案では、因果関係や補修費用を判断することが困難な事案が多いこと等が報告された。

### 5. 委員長の交代について

- 1) 岡田委員長から、今回の委員会をもって委員長を辞する旨表明された。これを受けて、委員の互選により、仙田委員が委員長に選任された。
- 2) 仙田委員長が、委員長代理として吉野委員を指名した。

## 第17回司法支援建築会議講演会報告

宇於崎勝也

第17回司法支援建築会議講演会は、2106年11月28日に建築会館ホールで「躯体を巡る建築紛争の実態と対応」のテーマで開催されました。参加者数は258名、司会は宮内靖昌(大阪工業大学)が担当しました。

開会挨拶は、辻本 誠運営委員会委員長(東京理科大学)より、司法支援建築会議は設立16年目を迎え、建築紛争の解決に対して多大な貢献を果たしてきており、社会的に認められていることが述べられました。

主旨説明は、井上勝夫普及・交流部会長(日本大学)より、参加者の多さからも、本テーマが現状でいかに大きな問題となっているか、また広範囲に及ぶものであることが明らか実態としてあることが述べられました。

基調講演として、「躯体を巡る建築紛争について」と題して、齋藤大裁判官(東京地方裁判所民事22部)より、建築物の「完成」と「瑕疵」、基本的な安全性を損なう瑕疵とは何かなど、判例を引きながら現状の躯体を巡る建築紛争の動向が解説されました。

主題解説は、「躯体を巡る建築紛争の実態と対応」と題して、次の4名によるそれぞれの立場、アプローチでの解説がありました。

「構造耐力に関する設計者・施工者・監理者の責任」は、大森文彦教授(東洋大学法学部/弁護士)から、構造耐力と建築生産の仕組みが述べられました。

「構造設計における建築紛争の要因」は、金箱温春教授(工学院大学/金箱構造設計事務所 代表取締役)から、予防的観点から構造設計に関する説明がありました。

「施工不良を巡る建築紛争の実態」は、宮本慶中氏(構造企画KDM代表/一級建築士)から、紛争事例の紹介があり、諸問題の解決には構造設計だけでなく、意匠設計でも反映する点が多いことが述べられました。

「躯体を巡る建築紛争—監理者の責任」は、柴田亮子弁護士(キーストン法律事務所)から、管理者の業務と管理責任が問われた判例について紹介がありました。

10分間の休憩中に聴衆から7件の質問が寄せられました。総合討論では、一瀬賢一(普及・交流部会/大林組)の進行で、パネリストが質問に回答し、さらに聴衆からの意見を伺う形で進行しました。

まとめ・閉会は山本康友(普及・交流部会/首都大学東京)が手際よく、基調講演や主題解説の内容をまとめ、閉会しました。(普及・交流部会/日本大学)

## 調査研究テーマ報告「建築の工事監理者・監理者の権限等について」

### 司法支援建築会議調査研究部会

当部会では平成26年度の調査研究テーマ「建築設計者の説明責任と紛争事例」に続き、平成27~28年度は「建築の工事監理者・監理者の権限と紛争事例」をテーマに調査研究を実施した。当該報告書全文は日本建築学会司法支援建築会議のHP上で閲覧が可能であり、ぜひ参照されたい。

「権限」は、もともと公法上の職権の範囲、私法上の権能の範囲を指す法的背景を負った概念であり、建築の「工事監理者」の権限、あるいは工事監理を含む「監理者」の業務上の権限等の考察については、それぞれ「公法」と「私法」とに分けて考えるべきであることから、本報告では、「工事監理」上の資格者の権限は建築士法(公法)上の職権、「監理者」の権限は主に契約(私法)上の権限についての考察を中心にまとめた。その際、特に「工事監理者の公法上の権限」については、基本的に「権限・責任一致の原則」を敷衍した権限≒義務・責任という考え方を採っており、工事監理者の権限と工事監理者の負う義務・責任の対称性を前提に論考を進めた。

契約によって付加される権限は、工事監理を含む監理業務委託契約の場合には、監理者=工事監理者であれば約款・特約等の監理者の権限は工事監理者にもおよび、監理者≠工事監理者の場合には別に約定があれば工事監理者に当該契約上の権限が付加され、工事監理業務のみの委託契約の場合には、当該契約上の工事監理者の権限の特約があれば、当該権限が工事監理者に付与されることになる。その場合、有効な契約であれば民事上の任意規定にあっては当然ながら個別具体の契約権限は民法の規定に優先して認められるが、工事監理者の権限≒義務はこれらの契約権限とは別に建築士法(公法)上に強行的に規定されていることから、当該権限は契約によらず工事監理者に本来付与されているものとなるので、工事監理者の権限については、実際には公法と私法でそれぞれ行政処分と債務不履行などに際しての判断基準が分かれることになる。

関連する内容として「工事と設計図書の非対称性」、「工事監理における合理的方法による確認」、「工事監理者の権限と施工瑕疵」、「照合・確認に必要な確認書類と合理的確認の履行の証明」、「設計図書の内容が不適切な

場合の工事監理者の権限」、「監理業務委託契約内容が曖昧な場合の監理者の業務範囲・業務報酬と権限」などについての考察・研究報告がある。

本テーマに係る工事監理者、監理者の「権限」の行使については、結果として当該行使が非専門家である建築主の権利を擁護し、日本の健全な建築生産の育成・発展にとって、法の趣旨にかなう適正・適切な機能を果たすべきという視点が特に重要となろう。

(文責：後藤伸一／司法支援建築会議調査研究部会前部会長)

## 訴訟事件に学び・生かす

高幣 喜文

「訴訟事件」は一種の人災であり、事故対応が良ければ「事件」に至らない。地盤分野は不同沈下や振動障害訴訟が多く<sup>1)</sup>、補修費が高額となったり、因果関係の判断が難しいため、事件が長期化する。司法支援活動を通じて学んだことを、事件削減や早期解決に「生かす」工夫ができれば、大いなる社会還元となる。

「学び」：専門委員と異なり、鑑定人は技術的争点に主動的に入り込み、自らの「意見」を示さなければならない。当事者にとって都合の悪い鑑定結果には、厳しい質問が寄せられる。鑑定では、双方の立場から考えられる質問を想定し、検討を加えるようにしている。不具合調査や追加的地盤調査、関連法規準の成立根拠・経緯、過去の同種事故や最新の研究成果等に基づき、鑑定結果の理由を明確に示すことが重要である。幅広い視点で検討する鑑定作業は、争点を広く深く追求する機会であり、得た知見は和解活動の自信の根源となる。調停事案では、私的鑑定書等の双方からの技術的主張が、同種事件の参考となることもある。しかし、感情的主張を忍耐強く聞き、和解に向け妥協点を見出す調停(専門)委員活動は、人間の幅を広げるための「学び」の機会と考えている。

「生かす」：調停は、委員会で協議しながら双方を説得できるので、比較的対応が気楽である。専門委員は、弁論主義や心証開示制限等の規律が求められ、もどかしい対応になる。枝葉末節の主張合戦を避けるため、主要争点に絞るよう解説しても「意見」と採られる場合があり、解決に時間を要する。ステークホルダー(株主や地域社会等)への説明責任を裁判所の判断(判決)に委ねる事案もあり、早期解決には裁判所の専門家活用の工夫と適切な訴訟指揮が期待される。事故は、無知やコスト重視等よく似た原因で、多くの建設工事で発生する。「事故」が「事件」に発展することを防ぐには、訴訟事例に学びそれを生かす工夫と人材育成を図ることである。母校の建築基礎構造の講義では、判例に基づくケーススタディの評価が高かった。学生は、単に知識を授けられるより、生々しい訴訟事例に多くを学べることを知っている。本会議は、司法支援で得た貴重な知見を出版物や講演会等を通じて、精力的に情報発信してきたが、未だに建築紛争は尽きず、事件の多くは解決に時間を要している。

事例分析から実践的事故対応策が練られ、学校教育や職場研修に活用できれば、事件の削減や早期解決に寄与できるのではないかと考えている。「法医学」と呼ばれる分野があるように、「法建築学」があっても良いのではないだろうか。

1)第6回建築紛争フォーラム、事例報告①地盤関係、P.9、2014年9月14日  
(司法支援建築会議近畿支部運営委員会幹事/タカハイ建築技術研究所)

## 開催報告

- ・平成28年度東京地方裁判所「建築関係事件研究会」  
テーマ：地盤について  
講師：藤井衛(東海大学教授)  
日時：2016年10月13日(木)15:00~17:00  
会場：東京地裁裁判官第3研究室
- ・平成28年度さいたま地方裁判所「建築訴訟ガイダンス」  
テーマ：(1)地震と耐震工事  
講師：佐久間順三(㈱設計工房佐久間代表取締役)  
テーマ：(2)集合住宅における騒音問題等  
講師：井上勝夫(日本大学教授)  
日時：2016年12月8日(木)13:30~16:30  
会場：さいたま地裁会議室
- ・平成29年度東京地方裁判所「建築関係事件研究会」  
テーマ：外壁タイルの剥落等に関する基礎知識  
講師：本橋健司(芝浦工業大学教授)  
日時：2017年7月11日(火)15:00~17:00  
会場：東京地裁裁判官第3研究室

## 開催予告

- ・平成29年度東京地方裁判所「建築関係事件研究会」  
テーマ：工事監理の実際  
講師：天野禎藏(船橋北口開発(株)顧問)  
日時：2017年10月16日(月)15:00~17:00  
会場：東京地裁裁判官研究室
- ・第18回司法支援建築会議講演会(近畿)  
テーマ：建築紛争の現状と課題(その5)―大阪地方裁判所における建築裁判から―  
基調講演：杉浦徳宏(大阪地裁判事)  
日時：2017年11月30日(木)13:30~17:30  
会場：大阪府建築健保会館6階ホール(大阪市中央区和泉町2-1-11)  
詳細・申込方法は「建築雑誌9月号」参照

【編集】司法支援建築会議普及・交流部会  
【表紙デザイン】桑原淳司  
【発行所】〒108-8414 東京都港区芝5-26-20  
一般社団法人 日本建築学会 司法支援建築会議  
【発行人】古谷誠章  
TEL.03-3456-2051 FAX.03-3456-2058  
http://news-sv.aij.or.jp/shien/s0/  
E-Mail:shiho@aij.or.jp